

令和元年 9 月 2 6 日

令和元年 第 3 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和元年第3回和東町議会定例会

会議録 （第2号）

招集年月日 令和元年9月26日（木）

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 3時30分

出席議員（10名）

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	田	泰	正	8番	岡	本	正	意	
9番	畑	武	志	10番	小	西	啓			

欠席議員（0名）

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	岡	田	博	之
総務課行財政担当課長	藤	原	秀	太			
地域力推進課長	草	水	清	美			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	北	広	光				
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	瀧	村	幸	代			

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	1	番	岡	田	勇						
							2	番	高	山	豊	彦					

議事日程（第２号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 認定第 1 号 平成３０年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成３０年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成３０年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成３０年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成３０年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成３０年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成３０年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 同意第 2 号 自治功労賞者の表彰について

日程第 5 議案第 39 号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 40 号 和束町製茶体験工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 41 号 和束町グリーン工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 42 号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第 9 議案第 4 3 号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号 和束町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 4 8 号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 9 号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 0 号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 1 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 発議第 5 号 消費税増税の中止を求める意見書
- 日程第 1 5 発議第 6 号 「減らない、暮らせる年金」への制度改革を求める意見書
- 日程第 1 6 議員派遣について
- 日程第 1 7 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和元年和束町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、1 番、岡田 勇議員、2 番、高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

監査委員より、令和元年度第 5 回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第 3、認定第 1 号から認定第 7 号まで、平成 3 0 年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成 3 0 年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、岡田 勇議員。

○決算特別委員長（岡田 勇君）

決算特別委員会報告をいたします。

決算特別委員会審査の報告を行います。

認定第 1 号から認定第 7 号まで、平成 3 0 年度和束町一般会計歳入歳出決算及び平成 3 0 年度和束町特別会計歳入歳出決算については、9 月 1 1 日開会の第 3 回定例会

本会議において提案され、これを受けて、議会は議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、９月１９日及び２０日の２日間にわたって審査を行いました。

審査に当たっては、村山監査委員から決算審査意見書の報告を、副町長からは主な施策の成果を説明された後、各所管課長に決算書及び事項別明細書の説明を求めました。

平成３０年度の一般会計ほか６特別会計の決算額は、歳入５２億５，４９１万円、歳出５０億２，００２万円、歳入歳出差引額２億３，４８９万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源３，３８７万円を控除した実質収支額も２億１０２万円の黒字となりました。

昨年は、急激に進む少子化への対応として、医療費無償化を１８歳まで拡充するとともに、小・中学校の給食費・修学旅行費の無償化を実施され、子育て支援の充実を図られた。

また、地方創生推進交付金事業の取り組みとして、昨年度に引き続き、教育型観光である修学旅行生やインバウンド観光客など大型農家民泊の受け入れも実施された。住民の積極的な受け入れは、まちづくりの大きな成果となっている。また、観光入込客数や消費額も年々アップし、茶源郷和束の名声を広く発信されました。

２年後に開催されるワールドマスタースゲームズに向けた環境整備やマウンテンバイクの大会、啓発イベントにも取り組まれました。

また、安全で快適な暮らしが実感できるよう、町道拡幅改良工事や統合簡易水道事業、近年の異常気象による台風や大雨で発生する災害に対応するため地域防災計画の見直しや指定避難所である体験交流センターの耐震診断など実施された。

保健、医療、福祉の一体的な整備を図るため、今後のまちづくりの中核的な機能を担う総合保健福祉施設を整備するため検討委員会を立ち上げ、基本構想も策定された。今後、本格的に事業が進んでいく。

府道宇治木屋線犬打峠トンネル開通に向けた事業も徐々に進み始め、地域経済活性

化事業など将来を見据えたまちづくりにも取り組まれた。

その他、観光振興や茶業振興、有害鳥獣対策、グリーンティ和東周辺の駐車場整備事業など、第４次総合計画の六つのプログラムにそったまちづくりを進められた。

財政状況においては、財政力指数は０．２１３と平成２６年度以降年々好転しているものの、財政の指標である経常収支比率は、地方交付税の減少や公債費の増加により９６．４％となるなど、財政の硬直化が見られます。今後、人口減少と少子高齢化の進行は和東町の財政運営に大きな影響を与え、多くの課題に直面してきます。ますます経費節減・財源確保と限られた財源の中で創意工夫の施策が求められます。

各委員からは、町税や使用料などの徴収率の状況や不納欠損額の内訳について、今年度は、住宅・水道使用料等徴収率が大幅に上昇し、徴収成果が見られた。上昇した理由は、過年度分については、なかなか徴収率が伸びない。公平性の観点からも、滞納者へ適切な対応を早急に講じ、来年度以降、水道使用料の見直しも検討されていることから、さらなる徴収強化に努めるよう厳しい意見が出されました。

また、「人口動態については、今年度、８９人の減となった。どのように分析されているか」、「茶源郷情報配信システム光ボックスの設置状況や当初の狙いから、使いにくいなど役割を果たせていないのではないか」、「ＪＲ関西本線沿線地域公共交通活性化協議会負担金として、笠置町・南山城村・和東町を結ぶ広域バスの利用実態は」、「人口減の中でも観光客は増えている。さらなる奈良交通のダイヤ改正などの調整は」、「お茶の駅構想プロジェクト新商品開発と販路拡大の内容は」、「観光で使用されているゴルフカート保険料の内容は」、「地域防災計画見直し業務委託料の内容は」、「災害時の避難所での発電機の設置状況や要配慮者への対応は」、「避難訓練の実施は」、「シルバー人材センター早期実現に向けての検討は」、「水道・下水道事業の今後の起債返済計画は」、「町有林間伐等事業委託料の内容は」、「今年度、医療費１８歳まで無料や給食費の無料を実施されたが、どう評価されているか」など、多くの質疑が交わされました。

詳細については、後日、会議録にてご承知願います。

質疑の後、討論を行い、岡本委員から、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。

また、賛成討論として岡田泰正委員からは一般会計に、井上委員は国民健康保険特別会計に、吉田委員は下水道事業特別会計に、藤井委員は介護保険特別会計に、高山委員は後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の意見が述べられました。

採決の結果は次のとおりであります。

認定第1号 平成30年度和束町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第2号 平成30年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出認定決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第3号 平成30年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第4号 平成30年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第5号 平成30年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第6号 平成30年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決

認定第7号 平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

以上のとおり、平成30年度和束町一般会計歳入歳出決算及び平成30年度和束町各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定することに可決し、9月25日決算特別委員会審査報告書を作成し、議長に提出いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（小西 啓君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

よって、本決算認定の7件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、平成30年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成30年度和東町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4、同意第2号 自治功労者の表彰についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第2号の提案理由を申し上げます。

長年にわたり本町自治の発展に貢献されました前議会議員の竹内きみ代氏を和東町自治功労者として表彰致いたしたいと存じますので、和東町自治功労者表彰条例第2条の規定により議会の同意を求めたく提案させていただいた次第でございます。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、同意第2号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願います。

同意第2号

自治功労者の表彰について

別表の者を和束町自治功労者として表彰したいので、和束町自治功労者表彰条例の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月26日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、自治功労被表彰名簿となっております。

表彰条例該当項目 第2条第1項第3号

氏名 竹内きみ代

生年月日 昭和21年2月5日

住所 京都府相楽郡和束町大字園小字神定14番地の1

続いてのページに自治功労者功績調書を載せさせていただいております。

竹内氏につきましては、和束町議会議員として平成11年4月30日より本年4月29日まで5期20年間在職され、平成23年5月12日から平成25年3月26日まで議長を務められました。長年にわたり議会議員として本町の自治の発展に貢献された功績は顕著であることから、推薦させていただいております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第2号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第２号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

日程第５ 議案第３９号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第３９号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるように、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成３１年４月１７日に公布され、１１月５日に施行されます。これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が実施期日を本年１１月５日として改正されることとなりました。

この改正により、旧氏で表された印鑑の登録が可能となったことから、これにあわせて和束町印鑑条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

私のほうから、議案第３９号につきましてご説明申し上げます。

議案書をよろしくお願いいたします。

議案第 39 号

和東町印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年 9 月 26 日 提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただいておりますので、資料 No. 39 の 3 ページを 1 枚めくっていただきまして、和東町印鑑条例の一部を改正する条例（案）概要によりまして説明させていただきたいと思います。

まず、改正の理由でございます。

先ほど町長からの提案理由にもありましたように、主に 3 点ということでございます。

① 社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加しております。さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるようにということで、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年 11 月 5 日に施行されます。これによりまして、住民票なりマイナンバーカードへの旧氏の併記が可能となりました。ここでいう旧氏とは、俗に言う旧姓と言っているものでございます。この政令改正に伴い、自治省行政局振興課長通知の印鑑登録証明事務処理要領が令和元年 11 月 5 日を実施期日として改正されることとなっております。この事務処理要領の改正に合わせて和東町印鑑条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

続きまして、改正の内容でございます。

主に三つの条に分かれております。

まず、印鑑に旧姓を使用できるという根拠として第 6 条でございますが、第 6 条では、印鑑の登録拒否ということで、このような印鑑は登録できないということを逆説的に規定しております。そこでは、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏、この旧氏が今回追加されたものでございます。もしくは、通称、または氏名、旧

氏、もしくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないものにつきましては、印鑑登録できないということになりました。

もう１点でございますが、職業、資格その他氏名、旧氏または通称以外の事項をあらわしているものについても印鑑の登録をすることはできないという規定となっております。

また、第７条では、印鑑登録原票の登録事項の規定となっております。

その一部として氏名ということで、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名、当該通称及び氏名の片仮名表記、これを印鑑登録原票に登録するということになります。

それから、第１４条につきましては、登録している印鑑の抹消の規定でございます。

氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）、名、もしくは外国人住民の通称または氏名の片仮名表記の変更により、登録している印鑑が第６条第１号に該当することになったときは、印鑑登録を抹消するということになります。

これらの規定の改正の施行日につきましては、令和元年１１月５日ということとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 39 号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 39 号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 40 号 和束町製茶体験工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 40 号の提案理由を申し上げます。

和束町製茶体験工場に設置しています 60 K の製茶ラインではありますが、設置後 20 年を経過しており、平成 22 年度に 30 K 製茶ラインを整備した後、利用されておられません。今後も 60 K ラインの利用が見込めませんので、機械装置を廃止するものであります。

また、あわせて指定管理者の規定及び管理内容を明確にすることとして、条例の一部を改正するものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第 40 号の提案理由をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第 40 号

和束町製茶体験工場の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年 9 月 26 日 提出

和束町長 堀 忠雄

議長のお許しを得ておりますので、資料 No. 40 の和束町製茶体験工場の設置及び管理に関する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行、管理・運営の委託というところで第 6 条に、運営を委託することができるという形になっておりますが、本町に和束町甲の施設の指定管理の指定の手続等に関する条例がございますので、それに沿いまして、第 6 条を下線のとおり改正して指定管理者に管理させることができるという中身の明確化を図ったものでございます。

それと、別表に関しまして、第 5 条関係でございまして、今ほどありましたように、60K ラインがございます。その使用料につきましては規定されておりますが、今回、それを削除いたしまして、改正ということでございます。

また、あわせまして、色彩選別機と総合機につきましても、これにつきましては活性化センターができるころにお茶の仕上げをして加工して売るといようなもくろみがあったということで、昭和 62 年に導入されたということでございますが、全然使われていないということでございますので、これもあわせて廃止するということでございますので、よろしくお願いいたします。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４０号 和束町製茶体験工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４０号 和束町製茶体験工場の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第４１号 和束町グリーン工場の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４１号の提案理由を申し上げます。

和束町製茶体験工場に隣接するガラスハウスがありますが、農産物直売所の建設及
び今回新設いたしました運動公園駐車場への進入路として敷地を活用したく、施設を
除却するものであります。

また、あわせて指定管理者の規定及び管理内容を明確にすることとして、条例の一
部を改正するものです。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、議案第４１号の提案理由を説明させていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第４１号

和東町グリーン工場の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年９月２６日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しを得ておりますので、資料Ｎｏ．４１、めくっていただきまして、新旧対照表のほうでご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

現行、右側でございます。第２条におきまして、（２）鉄骨アルミ併用ガラス温室
１１２平方メートル１棟を除却ということでございまして、２条から削除いたします。

それと、３条につきまして、栽培という形なんです、４条に繰り下げまして、規則への委任ということで、現行４条を３条に繰り上げまして、指定管理者による管理ということで、先ほども言いましたように、和東町甲の施設の指定管理者等の指定の
手続等に関する条例ということで、指定管理者に委任するための内容を明確にしたと
いうことでございます。

それと、４条につきましては、５条に繰り下げるということでございますので、よろしく願いいたします。

以上、審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４１号 和束町グリーン工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４１号 和束町グリーン工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第４２号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４２号の提案理由を申し上げます。

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の公布により「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、和束町条例の規定を整備するため、所要の改正をいたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私からは、議案第４２号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第４２号

和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年９月２６日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、５枚ほどめくっていただいたところに資料Ｎｏ．４２というものがございます。これの最終ページ４０ページの次のページに概要がございます。議長のお許しを得ておりますので、概要をもって説明させていただきます。

和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 概要

１ 制定理由

子ども・子育て支援法第３４条第３項に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、同法第３４条第２項に基づき、市町村の条例改正が必要となりました。

２ 改正する条例

和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

申しわけありません。一部訂正がございます。

３ 改正条例の概要の右端のほうに「副食費」とありますが、こちらにつきましては「主食費」の間違いでございます。おわびして訂正させていただきます。

3 改正条例の概要

幼児教育無償化に伴い、施設が保護者から徴収できる費用から主食費を削除する。

他、改正に伴う所要の整備。

ということで、本町の条例につきましては、従来から、主食費、副食費は、本町の規定で運用面の中で徴収は一切しておりませんでした。条例の中に主食費は徴収できるという文言がありました。今般の国の改正で、これにつきましては、そのまま残した形で徴収するように条例改正が国のほうではなされたところではございますが、本町につきましては、ここで改めてこの部分を削除することにより、和束町として主食費は徴収しないということをうたうために今回の改正をさせていただくものです。

4 条例の施行予定日

令和元年10月1日

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

幾つか確認したいと思いますけども、今回の条例改正につきましては、いわゆる国のほうの消費税の増税と引きかえという問題点はありますけども、いわゆる幼児教育、また保育の無償化の中での措置だというふうに思います。

今回、国のほうの方向とはまた違って、いわゆる国のほうは保育料は無償にするけれども、主食というか、給食費については別徴収というような中途半端なことを言ひまして、大変、現場では混乱するという話なんですけども、今回、町としては、これまでの運用面での措置を追認するという形で改正いただいたことなんですけども、その辺の判断について説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、国のほうがお示しいただきましたのは、主食費、副食費おののくに徴収できるということで、国は本来、家庭にいても食事はとるであろうというところから、保育料以外のところの主食費等につきましては徴収できるという形で、今回、条例のほうを改正されました。

本町につきましては、従前から、子供の子育てのために保育料の中には含まず、また、主食費につきましては別徴収もせず、ずっと来ていたという経過がございます。ただ、和束町条例が制定された当初につきましては、この文言を入れさせていただいて、徴収できる費用というもののの中に主食費というものも条例のほうでは制定させていただいておりましたが、子供の子育てのために和束町としては徴収しておりませんでした。今回の国の改正に基づいて、きちとした形で国が明記してきましたので、本町といたしましては、改めてここで主食費、徴収できる費用から除かせていただきまして、和束町としては、主食費は徴収しないということをきちっとここで明文化した中でいかせていただくために今回の条例改正をさせていただくことになりました。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そういった意味では、今回の町の判断は、大変、国の方向とは違いますけれども、私は適切な判断をしていただいたというふうに思っております。

そもそも給食というものを、先ほど言いましたように、家庭でも食事はとれるということで、それと比べて、だからとるみたいな話になっていますけれども、結局、保育

園の給食というのは保育の一環であって、単なる食事ではないという意味では、そういった意味から考えましても、今回の措置というのは適切だというふうに考えております。

その上で関連して確認だけしておきたいんですけども、今回の保育の無償化によりまして、一定の3歳児以降の保育料の部分については基本的に無償になりますし、ただ、乳児の関係については、非課税世帯等そういったこと以外については、引き続き負担が残るというふうに聞いておるんですけど、大体、和束町の保育園においていどの程度そういった方が残るのか、その辺、わかるでしょうか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

本町につきましても、確かに、おっしゃられるとおり、0から2歳児の中で課税世帯の方につきましては、ご負担いただく部分が残ることはございます。

今、手元のほうに資料が見つからないので、また、後ほど細かな数字のほうは応えさせていただきますが、元来、国基準でいきますと、国がお示しいただいているのは、8階層での保育料の徴収を言われているところですが、本町につきましては、保護者のご負担を少しでも軽減するために、現在、15階層の利用をさせていただいております。

今、ご指摘がありました2歳以下の課税世帯のところでございますが、こちらにつきましても、そのまま国基準のまま保育料を徴収することなくいくために、和束町でいいますと町民税というところになるんですが、こちらの均等課税のみの世帯の方につきましては、さらなる軽減を図っていくということでご負担を少なくしていくということを考えております。

今、手元で資料が見つかりませんので、大変申しわけないんですけども、細かな数

字については、また後ほど報告させていただきます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

先日、担当の方にお聞きしたところでは、２０人ぐらいの世帯が対象から外れるというか、今回の無償化の対象にはならないというふうに聞いております。やはり保育の無償化と言いながら、そういった形で差別化を図ったりとか、また、加えてですね、いわゆる今、残されている負担としますと、通園バスの利用料であるとか、この間、一定して利用はいただいたんですけども、保育に係るいろんな経費についてもまだ負担が残っているという状況があります。そういった意味では、大変、国の幼児教育・保育の無償化というものがいかに中途半端かということがわかる面もあるんですけども、ただ、今回、国の方向とは違う意味での措置をとっておられたこと自身は大変適切だというふうに考えておりますし、引き続き、残された負担についてですね、軽減なり、また本当の意味で無償化になるように検討いただきたいというふうに思いますが、その辺、町長、最後に答弁いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

今も課長のほうから答弁ありますように、本当に子育てをしてもらえるようなアピールというんですか、住民にもしていただけるような形というか、従来から階層は国の階層以上に細かく和東町はしてまいりました。それらのところは今ありますが、できる限りの中で、子育てにやさしいまちの方向で検討するというのは今までからやってきている方向ですので、その方向で考えていきたいと思っております。

今、質問の中で通園のほうもあったわけですけど、一つは理論武装をきちっとやっ

ていかなきゃならない。いわゆる門まで送ってくるのは保護者の責任というんですか、そういう形になってきている。保育するのは門からという、そういう理論上の中で、送っていきただく過程とか、また、それを利用される方とか、その辺のところの理論武装をきちっとしていかなきゃならないというのが一つの大事なところであります。これもこれからどうすればいいのかというのは今後の方向であろうかと思いますが、まさに今そういう方向で、そういったことについてもそういう問題は残っておりますけども、いずれにいたしましても、岡本議員が言われますように、子育てにやさしいまちにしていける方向で一層努力してまいりたいと、このように思っております。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

先ほど岡本議員の質問に答えられなかった対象になる児童数でございますが、現在18名ということでなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほか、質疑ありませんか。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今の本町におきまして、若い世代の流出を食いとめるためにさまざまな子育て支援という施策でいろんな形でしていただいているわけですが、今回、こういう形で国の改正を受けてされるということで、本当に大事なことだなというふうに思っております。

そういう意味では、今、岡本議員も言われましたように、やはり0歳から2歳までの乳幼児についても、ぜひ、今後も検討していただきたいというふうに思っているわけですが、ここで確認をさせていただきたいんですが、今回の条例改定におき

まして、本来、保育料を支払わないといけない世帯の効果といいますか、額がわかれば教えていただきたいなというふうに思うんですが、要するに、本来支払わないといけない部分で無償になるわけですから、そういう意味で、それぞれの家庭で軽減されるわけですね。全体の軽減額というのをわかれば教えていただきたい。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

本来でしたら、徴収させていただきますところ２階層というところがございます。そこにつきまして、本来、徴収させていただいておりましたが、こちらにつきましては、今度の改正により０円という形をさせていただきます。その方につきましては、現在のところ９名いらっしゃいまして、９名の方については当然非課税になると。

ただ、先ほど岡本議員の答弁のときにお答えさせていただきました１８名、この方々につきましても、１８名が対象には確かになるのではございますが、３、４名の方等につきましては、従来 of 制度で無償という形にもとらせていただいておりますので、今現在は９名の方が無償の対象にはなるのではございますが、これ以上の人数になるかと思われます。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

ほか、質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４２号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４２号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第４３号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４３号の提案理由を申し上げます。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令の施行に伴い、和束町条例の規定を整備するため、所要の改正をいたしたく、ここに提案をさせていただきます次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第４３号の説明をさせていただきますので、議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第４３号

和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年9月26日提出

和東町長 堀 忠雄

2枚めくっていただきましたところに資料No.43がございます。この最終ページ23ページの次ページに概要を載せさせていただいております。議長のお許しを得ておりますので、概要をもって説明させていただきます。

和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 概要

1 制定理由

児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づく、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、同法第34条の16第2項に基づき、市町村の条例改正が必要となりました。

2 改正する条例

和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 改正条例の概要

附則3条の経過措置の期限をさらに5年延長する。

家庭的保育事業者等による、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が、著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。この場合において、家庭的保育事業者は、町長が適当と認める施設を連携協力を行う者として確保しなければならない。

他、改正に伴う所要の整備。

ということで、これにつきましては、本町では該当される児童は今のところいらっしゃいませんが、保育園に入所できない方、家庭で保育されている方で、例えば、都会

でいますとマンションとかで少人数で集めてベビーシッター的な形で保育されている事業者さんにつきまして、そこを卒園後、まだ、例えば、和東町の保育園に入所資格が得られない場合につきまして、事業者さんが連携協力を求めて、次の卒園後の小学校へ入るまでの施設を確保するということを明文化させていただいているものがございます。

過去・現在につきましても、今のところ該当する児童はおりませんが、今回の法改正に基づきまして、本町の条例のほうを整備させていただくために提出させていただいたものがございます。

4 条例の施行予定日

公布の日

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第43号 和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４３号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時４０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時２５分～午前１０時４０分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１０、議案第４４号 和束町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４４号の提案理由を申し上げます。

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、放課後児童支援員の資格の認定に係る研修を実施することができる者の変更を行うため、所要の改正をいたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第４４号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第４４号

和束町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年9月26日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、資料No.44を2枚めくっていただきました最終ページのほうに概要を載せております。議長のお許しを得ておりますので、概要をもって説明させていただきます。

和束町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 概要

1 制定理由

児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、同法第34条の8の2第2項に基づき、市町村の条例改正が必要となりました。

2 改正する条例和束町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 改正条例の概要

放課後児童支援員認定資格研修を指定都市の長が行えることになったことにより、放課後児童支援員の要件に、第10条第3項各号のいずれかに該当し、且つ都道府県知事及び指定都市の長が行う研修を終了した者であること、を追加する。

他、改正に伴う所要の整備。

ということで、京都府につきましては、元来、都道府県ということで、京都府のみ研修を行うことができておりましたが、今般の改正によりまして、京都府につきましては指定都市ということ、これに該当するのが京都市でございますが、この研修を行えるということで、和束町の支援員さんの認定の研修を京都府以外で、京都市でも研修させていただくことができるということで、研修の機会がさらにふえたということで、これに伴う所要の改正をさせていただくものでございます。

4 条例の施行予定日

公布の日

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４４号 和束町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
起立全員です。

したがって、議案第４４号 和束町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第４５号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更について議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４５号の提案理由を申し上げます。

疎地域自立促進特別措置法第６条の規定に基づき、和束町過疎地域自立促進市町村

計画を変更したく、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私のほうからは、議案第４５号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第４５号

和東町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

和東町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第６条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年９月２６日提出

和東町長 堀 忠雄

１枚めくっていただきまして、これが和東町過疎地域自立促進市町村計画でございます。

まず、表紙からでございますが、平成２８年度から元号が変わりましたので、令和２年度ということで変更をさせていただきたいと考えております。

続いて、本文の１１ページをお願いいたします。

本文１１ページの５．計画期間ということで、この計画は、平成２８年４月１日から令和３年３月３１日までの５箇年間とするということで文言を修正しております。

続きまして、２２ページをお願いいたします。

２２ページの（２）橋梁の部分でございます。

中段になりますが、門前橋、祝橋、石寺橋は本町の重要ネットワーク上の橋梁であるが、いずれも架設後６０年以上が経過し老朽化が目立ち、幅員狭小な上、高欄が低く車両及び歩行者の安全な通行に支障を来していたことから、平成２３年度から順次

架け替え事業に着手したということで、下線にひっばっております、石寺橋については追加でございます。いずれも60年以上ということにつきましては、年度の更新により変更させてもらっています。23年度から順次ということでつけ加えさせてもらっております。

次に、資料本編の40ページの次に事業計画を載せさせていただいております。

この事業計画の中で一部変更させていただいておりますので、朗読をもって提案とさせていただきますと思います。

自立促進施策区分、事業名、事業内容、事業主体の順に説明申し上げます。

まず、1. 産業の振興、(3) 観光又はリクリエーションということで次ページをお願いします。

一番下段でございますが、農産物直売所整備・駐車場舗装事業、和東町ということで追加をさせていただいております。

2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、事業名：橋りょうで、石寺橋整備事業、和東町を追加させていただいております。

次に、3. 生活環境の整備、ごみ処理施設の(4) し尿処理施設ということで、広域事務組合大規模改修負担金事業、相楽郡広域事務組合を追加させていただいております。

右のページになりますが、6. 教育の振興、(1) 学校教育関連施設、校舎で和東中学校屋根改修事業、相楽東部広域連合を追加させていただいております。

また、その下段のその他になりますが、体験交流センター改修事業、和東町を追加させていただいております。

次ページに資料No. 45ということで新旧対照表を載せさせてもらっています。

1枚めくっていただきまして、3. 財源内訳ということで、平成28年度から令和2年度までの事業費を載せさせていただいております。

変更・追加させた分のみ報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願

いします。

自立促進施策区分、事業内容、概算事業費の順に説明申し上げます。

1. 産業の振興、めくっていただきまして事業内容のところでございますが、事業名が（3）観光又はレクリエーションということで、下段農産物直売所整備・駐車場舗装事業、概算事業費が3,377万4,000円でございます。

続きまして、交通通信体系ということで、市町村道、山口線拡幅改良事業、概算事業費1億3,760万円、同じく、町道施設改修事業6,000万円。

事業名、橋りょうになりますが、門前橋整備事業、概算事業費7,500万円、石寺橋整備事業1億1,000万円、橋梁長寿命化改修計画事業6,750万円、橋梁改修事業1億円。

次に、事業名、（3）地域間交流でございますが、路線バス管理経費1億5,400万円。

めくっていただきまして、自立促進施策区分3でございます。生活環境の整備ということで、簡易水道、簡易水道給水施設整備事業10億638万4,000円。

（4）し尿処理施設ということで、広域事務組合大規模改修負担金事業7,326万7,000円。

1ページめくっていただきまして、6. 教育の振興ということで（1）学校教育関連施設、和東小中学校トイレ改修事業1億363万円、和東中学校屋根改修事業1,754万5,000円。

事業名はその他になりますが、体験交流センター改修事業2億835万9,000円。

総計でございます。概算事業費51億8,439万4,000円、財源内訳につきましては、国庫府支出金13億3,392万4,000円、地方債29億5,530万円、うち過疎債でございますが、22億5,200万円、その他特定財源1億8,612万円、一般財源7億905万円でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○町長（堀 忠雄君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４５号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４５号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第４６号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４６号の提案理由を申し上げます。

湯船辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第３条の規定により、本計画の変更を提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、議案第46号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第46号

湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

湯船辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月26日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、総合整備計画書になります。

3. 公共的施設の整備計画の変更でございます。

平成27年度から令和元年度までの5年間ということでございます。

施設名につきましては、観光又はレクリエーションに関する施設ということで、事業費8,273万6,000円、これにつきましては、マウンテンバイクランドの整備事業の増額分でございます。

合計、事業費2億1,226万3,000円、財源内訳：特定財源3,057万3,000円、一般財源1億8,169万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1億8,120万円でございます。

次ページ以降、資料No.46ということで、辺地度点数算定表、また新旧対照表を載せさせていただいておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４６号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４６号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第４７号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第３号）、議案第４８号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第４９号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第５０号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第５１号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）、以上５件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４７号から議案第５１号の提案理由を申し上げます。

議案第４７号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第３号）は、町道滝ノ下線整

備事業、ワールドマスターズゲームズ和東町実行委員会負担金、マウンテンバイクランドスタートコース整備工事に係る施工監理事業、相楽東部広域連合負担金等において

議案第４８号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、直診勘定における臨時職員賃金、心電計リース料等において

議案第４９号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、交付金の追加要望に伴う減圧弁更新事業等において

議案第５０号 令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、脱臭装置ブロワー取替工事等において

議案第５１号 令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、サービス事業勘定における、地域包括支援システムに係るパソコン更新等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第４７号 令和元年度和東町一般会計補正予算（第３号）について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第４７号

令和元年度和東町一般会計補正予算（第３号）

令和元年度和東町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，２６３万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億４，３５３万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和元年９月２６日提出

和束町長 堀 忠雄

１枚めくっていただきまして、第１表 歳入歳出予算補正になります。

１．歳入

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

１０款地方特例交付金、６５８万８，０００円、１０万１，０００円、６６８万９，０００円。

１５款国庫支出金、２億５，５１０万円、６２万２，０００円、２億５，５７２万２，０００円。

１６款府支出金、１億９，１２１万８，０００円、２５１万３，０００円、１億９，３７３万１，０００円。

１８款寄付金、１万６，０００円、２１万円、２２万６，０００円。

２０款繰越金、２，３３０万６，０００円、１，３４８万４，０００円、３，６７９万円。

２２款町債、４億１，４２０万円、１，５７０万円、４億２，９９０万円。

歳入合計。

３３億１，０９０万円、３，２６３万円、３３億４，３５３万円。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

２款総務費、６億１，９０６万２，０００円、４４７万１，０００円、６億２，３５３

万3,000円。

3款民生費、6億8,982万7,000円、△659万8,000円、6億8,322万9,000円。

4款衛生費、5億79万1,000円、1,439万4,000円、5億1,518万5,000円。

5款農林業費、1億7,143万6,000円、402万7,000円、1億7,546万3,000円。

6款商工費、1億6,741万4,000円、448万5,000円、1億7,189万9,000円。

7款土木費、1億8,969万3,000円、2,385万円、2億1,354万3,000円。

8款消防費、1億9,073万2,000円、136万8,000円、1億9,210万円。

9款教育費、2億6,169万3,000円、△1,366万7,000円、2億4,802万6,000円。

10款災害復旧費、7,951万5,000円、30万円、7,981万5,000円。

歳出合計につきまして、歳入合計と同額でございます。

続きまして、めくっていただきまして、第2表 地方債補正でございます。

1. 追加

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明申し上げます。

町道整備事業（過疎対策）、1,500万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もし

くは低利に借り換えすることができる。追加については、計1,500万円でございます。

続いて、2. 変更でございます。

起債の目的、補正前、補正後、限度額について説明申し上げます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては追加と同様でございますので、省略をさせていただきたいと思います。

総合行政情報ネットワーク事業、2,170万円、1,950万円。

湯船MTB LAND整備事業（辺地対策）、5,330万円、5,580万円。

消防団機能強化事業（緊急防災・減災事業）、100万円、140万円。

補正前、計7,600万円、補正後、計7,670万円でございます。

続きまして、資料No.47、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

なお、重立ったものについて説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1ページから4ページまでは、総括ということで議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、補正額150万円でございます。

これにつきましては、1節総務管理費補助金ということで、市町村体制づくり交付金（和東運動公園側溝整備事業）として計上させていただいております。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,348万4,000円でございます。

これにつきましては、1節前年度繰越金ということでございます。

22款町債、1項町債、1目総務債、補正額は△220万円でございます。

これについては、1 節総務管理債ということで、市町村未来づくり資金（総合行政情報ネットワーク）分ということで減額をさせていただきます。

同款、同項、5 目商工債、2 5 0 万円。

1 節商工債で辺地対策事業（湯船湯船MTB LAND整備事業）として2 5 0 万円計上させていただきます。

同款、同項、6 目土木債、補正額1, 5 0 0 万円でございます。

これにつきましては、1 節道路橋りょう債ということで、過疎対策事業債（町道整備事業）1, 5 0 0 万円計上させていただきます。

7 ページ、8 ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

これにつきましても、重立ったもののみ説明をさせていただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費ということで、補正額は1 2 万2, 0 0 0 円でございますが、1 3 節委託料で3 0 0 万円、これは電算システムサポート委託料ということで、1 8 節備品購入費△3 0 0 万円ということで、総合情報ネットワーク機器ということで予算を組みかえさせていただきます。

同款、同項、4 目活性化対策費ということで3 1 8 万1, 0 0 0 円。

これにつきましては、1 5 節工事請負費、運動公園グラウンド側溝整備工事ということで3 0 0 万円計上をさせていただきます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で△8 6 0 万円でございます。

主なものにつきましては、職員人件費の減額でございます。

9 ページ、1 0 ページをお願いします。

同款、2 項児童福祉費、3 目保育所費で1 1 3 万9, 0 0 0 円の補正額でございます。

これにつきましては、7 節賃金ということで、0 歳児の入園お二人でございますが、その増に伴う保育士の臨時職員賃金の増でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、４目環境衛生費、補正額が６０６万２,０００円でございます。

これにつきましては、２８節繰出金ということで、下水道事業特別会計繰越金で１７９万８,０００円、簡易水道事業特別会計繰出金で４２６万４,０００円計上させていただきます。

同款、２項清掃費、１目じん芥処理費で８３３万２,０００円の補正額でございます。

主なものにつきましては、１９節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金８２６万９,０００円を計上させていただきます。

５款農林業費、１項農業費、３目農業振興費で１１５万円の補正額でございます。

これにつきましては、１９節負担金補助及び交付金ということで、環境保全型農業直接支払交付金１１５万円を計上しております。

同款、２項林業費、２目林業振興費で２７１万７,０００円の補正額でございます。

これにつきましても、１９節負担金補助及び交付金ということで、有害鳥獣関係事業補助金２７１万７,０００円を計上させていただきます。

６款商工費、１項商工費、２目観光費で４４８万５,０００円の補正額でございます。

主なものにつきましては、１３節委託料、工事施工監理委託料２５０万円、マウンテンバイクコース整備委託料５０万円。

また、１９節負担金補助及び交付金ということで、ワールドマスタースゲームズ和東町実行委員会負担金１００万円を計上させていただきます。

１１ページ、１２ページをお願いします。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費ということで補正額７３０万円でございます。

これにつきましては、職員人件費の増額分でございます。

同款、２項道路橋りょう費、２目道路維持費で補正額１０５万円でございます。

主なものにつきましては、１３節委託料ということで１００万円、立木伐採等業務委託料でございます。

同款、同項、３目道路新設改良費として補正額１，５５０万円でございます。

これについては、１５節工事請負費ということで１，５００万円、石寺地内の町道滝ノ下線拡幅改良工事の分でございます。

９款教育費、１教育総務費、１目教育委員会費で△１，３６６万７，０００円の補正でございます。

これにつきましては、１９節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金でございますが、和束小学校トイレ事業に学校施設環境改善交付金が新たに対象となったということで、減額をさせてもらっている部分でございます。

１３ページ以降、給与費明細を載せさせていただいておりますので、また、お目通しのほうをよろしく願います。

なお、特別会計につきましては、それぞれの所管課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私のほうからは、議案第４８号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。

議案書のほう、よろしくお願いいたします。

議案第４８号

令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億529万2,000円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月26日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1. 歳入

1 款診療収入、6,728万5,000円、△5,000円、6,728万円。

5 款繰越金、80万円、79万7,000円、159万7,000円。

歳入合計でございます。

1億450万円、79万2,000円、1億529万2,000円です。

めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款総務費、7,009万8,000円、125万2,000円、7,135万円。

2 款医業費、3,418万9,000円、△46万円、3,372万9,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算の関する説明書No.48でございます。よろしくお願いいたしますします。

1 ページから4 ページまでは総括でございます。重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページでございます。

主なもののみ説明させていただきます。

２．歳入

１款診療収入、２項外来収入、４目一部負担金収入でございます。補正額△５,０００円。

これにつきましては、診療収入の過年度分でございます。

５款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額が７９万７,０００円で、これにつきましては、１節前年度繰越金、純繰越金として７９万７,０００円でございます。

めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

同様に、主なもののみ説明させていただきます。

１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費。

１節共済費で３４万３,０００円。

７節賃金として７１万４,０００円。これにつきましては、臨時職員の勤務形態の変更によります増額でございます。

また、１４節使用料及び賃借料としまして１６万３,０００円。これにつきましては、現在使用中の心電計は購入後１５年が経過しております。これに伴いまして、アフターサポートが終了しました。新たに新しく心電計を設置するためのリース料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第４９号並びに５０号の議案についてご説明させていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第４９号

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，００６万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億５，４０９万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和元年９月２６日提出

和束町長 堀 忠雄

１枚おめくりください。

第１表でございます。

まず、歳入から。

款、項、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

３款国庫支出金、４，６５０万８，０００円、１，０１０万９，０００円、５，６６１万７，０００円。

５款繰入金、５，３６４万１，０００円、４２６万４，０００円、５，７９０万５，０００円。

６款繰越金、４１７万１，０００円、２３９万６，０００円、６５６万７，０００円。

７款諸収入、２００万７，０００円、△２００万円、計７，０００円。

８款町債、１億２，２５０万円、２，５３０万円、１億４，７８０万円。

歳入合計でございますが、３億１，４０２万１，０００円、４，００６万９，０００円、３億５，４０９万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

これも同様、款、項、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1 款総務費、4,649万8,000円、463万2,000円、5,113万円。

2 款施設費、1億7,432万6,000円、3,543万7,000円、2億976万3,000円。

歳出合計でございますが、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第2表 地方債の補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。

補正後の同様、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

水道施設整備事業、1億2,250万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

1億4,780万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それでは、資料No.49、予算に関する説明書をお開きください。

1 ページから4 ページは重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目施設費国庫補助金、補正額が1,010万9,000円。

生活基盤施設耐震化等交付金でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。補正額が 4 2 6 万 6, 0 0 0 円でございます。

一般会計からの繰り入れでございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金でございます。補正額 2 3 9 万 6, 0 0 0 円。純繰越金でございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入でございます。補正額△ 2 0 0 万円でございます。消費税還付の想定した金額でございます。

8 款町債、1 項町債、1 目施設債、補正額が 2, 5 3 0 万円。

主なものとして、水道施設整備事業債でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。補正額として 4 6 3 万 2, 0 0 0 円。

検針のときに使う機器でございますが、P O T 再セットアップ委託料、それから消費税の公課費でございます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費でございます。

主なものとしまして、1 5 節統合簡易水道整備工事費でございます。先ほど提案理由でございましたように、減圧弁等の工事の関係の工事請負費でございます。

以上、議案第 4 9 号の説明とさせていただきます。

議案書にお戻りいただきまして、議案第 5 0 号の説明をさせていただきます。

議案第 5 0 号

令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 9 万 8, 0 0 0 円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,049 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月26日提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

歳入でございます。

5 款繰入金、補正前の額 1 億 4,746 万 3,000 円、補正額 179 万 8,000 円、計 1 億 4,926 万 1,000 円。

歳入合計でございます。補正前の額 2 億 5,870 万円、補正額 179 万 8,000 円、計 2 億 6,049 万 8,000 円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、補正前の額 1,729 万 4,000 円、補正額 19 万 8,000 円、1,749 万 2,000 円でございます。

2 款管理費、補正前の額 7,150 万円、補正額 160 万円、計 7,310 万円でございます。

歳出合計でございますが、歳入合計と同額でございます。

それでは、資料 No.50、予算に関する説明書をごらんください。

こちらと同様、1 ページから 4 ページにつきましては重複しますので、省略させていただきます。

5 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額として 179 万 8,000 円でございます。

一般会計からの繰り入れとなっております。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましては、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。

職員の手当の関係の補正でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費でございます。補正額 1 0 0 万円でございます。

これにつきましては、先ほど提案理由でもございましたように、浄化センターの機器の交換でございます。

同款、同項、2 目管渠管理費、補正額 6 0 万円でございます。

マンホールポンプ等管渠の修繕費として 6 0 万円計上させていただいております。

おめくりいただきまして、給与費等の明細につきましては、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上、議案第 4 9 号、第 5 0 号についての提案説明とさせていただきます。

審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第 5 1 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 5 1 号

令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6

3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ943万3,000円とする。

- 2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月26日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、歳入から、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

2款繰入金、544万6,000円、40万8,000円、585万4,000円。

3款繰越金、0円、22万5,000円、22万5,000円。

歳入合計。補正前の額880万円、補正額63万3,000円、計943万3,000円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、777万5,000円、63万3,000円、840万8,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

それでは、続きまして、資料No.51、予算に関する説明書をお願いいたします。

予算に関する説明書、令和元年度、和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）
（サービス事業勘定）

おめくりいただきまして、1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額40万8,000円。

これにつきましては、1 節一般会計繰入金ということで40万8,000円でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額22万5,000円。

これにつきましては、1 節前年度繰越金22万5,000円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額63万3,000円。

これの主なものとしたしましては、18 節備品購入費ということで、地域包括支援システムのパソコンのシステム自体が今度改修されるということで、新しく買い換えることになりました。システムの導入に伴います金額ということで60万7,000円を上げさせていただいております。

続きまして、次ページにつきましては給与費明細になりますので、また、後ほどごらんの方よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時37分～午後1時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

午前中、高山議員からご質問いただいていました議案第42号の無償化に対する効果のほど、数字のほうでお示しできませんでしたので、今、この場をおかりいたしまして回答したいと思います。

3 歳児から5 歳児まで該当になる方につきましては47名おります。10月以降3月までの6カ月間ではございますが、この間に係る保育料、通常算定でいきますと、

おおよそ４７０万円余りの金額が保護者負担がこの分軽減されるということでございます。

また、２歳以下の部分でございますが、非課税世帯ということで、およそ約９名、金額にしまして３４万円余りの金額が保護者の方からご負担いただかなくなるということでございます。

また、別件でございますが、午前中、皆様にご承認いただきました福祉課から出させていただいております議案第４２号、４３号、４４号でございますが、実は議案書かがみの部分でございます、そちらの右下段の令和元年９月２６日のあと、提出という文言が抜けておりました。大変失礼いたしました。追加訂正のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

午前中に補正予算の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

それでは、まず、簡易水道の関係でお聞きしたいと思います。

８月６日に水道委員会が開かれておりまして、さきの常任委員会のほうでも、若干、そういった中身についてご報告があったこともあるんですけども、改めて、８月６日の委員会では、議題が水道使用料金の改定についてということとなっております。そういう点で、この６日の委員会の日にどのような内容の委員会だったのか説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今回、水道委員会につきましては、８月６日に開催をしております。

8月6日につきましては、今期の委員さんが初めての方ばかりでございましたので、とりあえず、今の現状と29年度に作成しました経営戦略についての説明を行いました。その状況の中で、現状の簡易水道の運営状況等々について説明をする中、経営戦略が当日の資料となっておりますので、25%程度の値上げをしていかないと将来10年間の起債の返済ができないというところまでの説明で終わっております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それで、先日の産業常任委員会の際にそういったことで委員会が開かれたということであったんですけども、その際に課長は、25%の値上げというのが基本線でありますけども、いろいろとほかにも案を出してやっていると。特に三つほど出してるという話をされました。それは具体的にどういう案ですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

3案というのは、今後の委員会を出していくものでございます。これにつきましては、3案をまず提案をして、その中からまた委員会で揉んでいただいて、一番ベターな案をつくり出すというような目的でございます。

現段階では、3案については、こういうぐあいに挙げるということは示しておりません。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先日、こちらの求めに応じて出していただいた、そのときの水道委員会の会議の資

料なんですけどね、このときに添付されてました資料を見ますと、いろいろな水道料金の改定のシミュレーションをされてますよね。

例えば、こういうのがありますね。基本料金と超過料金を50%アップした場合のシミュレーションをされております。また、それとは別に、課長の案として2もありますので、10とおりの案を出しております。

例えば、基本料金を30%値上げして、超過料金を50円値上げした場合とか、いろんな案として出しておられますし、また、職員の方の案として2案出されているという状況があります。

先ほど来、三つの案を出しているという話でしたけども、三つどころかたくさん出しておられると思うんですけど、これはどういう意味なんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

その案につきましては、こういうぐあいに検討していかなければならないというシミュレーションの案でございます。要は、料金の収入によって、そのうちから起債の返済分を半分は出していくというような形をつくるのであれば、いろんな形をつくっていけると。そこから3案に絞り込んで、次の委員会等々に提案をしていくというような内容でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

もともとの経営戦略のいわゆる値上げ幅というか、値上げ案というのは25%というのが明記されてますよね。しかし、それをもとに、今、シミュレーションをしている分というのが50%であるとか、35%であるとか、30%であるとか、いろいろ

25%以上の分についても検討されてますよね、案としてね。これは例えば思いますのは、25%の値上げということを経営戦略に書かれていると。そういった意味では、今までのいろんなところでの答弁でいいますと、25%が大変高いとやった場合に、ですから、ある意味、慎重に、もう少し負担を減らす感じで検討となりますと、例えば20%とか15%とかということになるんですけども、そういったケースというのは全くないんですよ。

それどころか、50%という25%の倍ぐらいの幅の値上げもシミュレーションされている。これは一体何のためにシミュレーションされているのかというね、25%と言いながら、50%も含めて、それ以上のシミュレーションをわざわざされているというのは一体なぜなのか。そういう場合もあり得るということでシミュレーションされているんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

それはですね、今の話からいきますと、25%というのは具体的な数字でいいますと、今、8,000万円ほどの料金収入がございます。これを1億円ぐらいの金額に上げなければならないということで、水道料金の料金収入として25%のアップになります。そうなりますと、どこでアップを見出していくかということがございますので、それをシミュレーションしていった中の数字でございまして、その数字をそのままそちらのほうに生かしていくというものじゃなく、そこは見解の相違とはなるんですけども、基本的に、水道料金の料金収入で得た額と起債で返済する額を半分半分という形の額になっていきますと、25%の値上げ幅ぐらいで何とか収まるというのが経営戦略の内容でございます。それを個々に掛け直したときに、個人の料金がどのようなになるかというシミュレーションですので、それをできるだけ軽減させたいと

というような検討の仕方を今やっているとございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

よくわからないんですけどね、25%というものがもともと経営戦略に明記されているという中で、いわゆる50%、横にありますよね。基本料金も追加料金も50%上げますという例がここにありますよね。それと、今、説明されたことは一体何の関係があるのかというね。私が聞いているのは、25%の値上げということ、それ自身も問題ですけども、それ自身のことがある一方で、なぜ、こういうものをやる必要があるのかということを聞いているんですね。一体何のためにこういうことをわざわざ50%もの値上げというものもシミュレーションして、実際にこれを値上げすると、基本料金で税込みで1,620円が2,475円になりますよね。これは大変な額になってまいります。基本料金だけでも。こういったことをあえてわざわざシミュレーションする必要はなぜあったのかということね、そういった可能性も含めて持つてからシミュレーションされたんじゃないですかということを言っているんです。

どうですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

今のところが見解の相違というところになってしまおうと思うんですけども、基本的に、1億円強の使用料金を出してくるということになってきますと、今、和束町の水道料金の収入形態から見ますと、基本料金内の方が幾らもらえるか、それから基本料金から超過された方が幾らおられるかという計算をまず出していきます。なので、単に個々個人の今の現時点の使用料の25%の値上げという形で出しますと、全然、1

億円のところに達しないということもございますので、そのあたりの調整も含めた現状を見ていただくためにシミュレーションしている分でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いずれにしても、これまで説明された中で、25%という以外の数字としてはここに初めて載っているわけなんですけど、そういったことも全く知らされていないわけですね。

これを見ても、こういった10以上の案が出されていて、ほとんどが25%以上の値上げの案なんですね。だから、そういう意味でも、やはり25%というのは一体どこまで町が考えている数字なのかということも大変疑問に感じざるを得ませんし、25%以下のことを考えているかのようなことを今まで答弁されてきましたが、実際はそれ以上のことを検討もされているわけで、そういう意味では、現時点でいいますと、こういった水道委員会のほうで出された資料などは、私は求めていただきましたけど、今の段階でいいますと、住民にやはりちゃんと公開する必要があると思うんですね。ですから、水道委員会という公式の会議を開かれたわけですから、早急にホームページなり何なりで全て資料も含めて公開して、住民の目にちゃんと触れられるようにしていただきたいと思うんですけども、それはやっていただけますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

たびたびの会の部分までは今のところ検討はしておりませんが、取り急ぎの形でいいますと、委員会である程度の素案をまず出してもらおうと思っております。その段階までは出ていないような状態でございます。これが出てきたら中間案ないし最終案が出てくると思いますので、その時点ではいろいろ広報等も活用した中での経過報告

なりはさせていただけるように努力したいと思います。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1点お願いしたい。

一般会計補正予算の活性化対策の中で、交通安全灯というのがあります。交通安全灯というのはどういうもので、数が幾らほどで、場所はどこに設置するものか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

交通安全灯というのが、井上議員もご承知のとおり、防犯灯も含めてということで理解をお願いしたいと思います。

和東町内には、現在、防犯灯、全部で1,144基設置をしております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

その後にあるカーブミラーの設置なんですけども、これについても、今回どの場所に何基ほどつけられるか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

同一科目の中に入っておるんですが、カーブミラーにつきましては、運動公園のテニスコート側、昔、トイレがあったところなんですけど、そちらから、今、高齢者の方がグラウンドゴルフとかされてまして、この前、グラウンド側から道に出るときに見えないことがございますので、隣接の方のご理解をいただきまして、車の走行が見えるようにということで、カーブミラーをつけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それは1基だけなんですか。

○議長（小西 啓君）

東本課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

両面にあると思います。ですから、山の家の方から来る分と、それから活道ヶ丘診療所のほうから来る分の交差点といいますか、T字になりまして、両方から見える形では設置したいなというふうに思っております。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

ほかの場所にはつけられない。ただ、その場所一つの場所なんですか。

○議長（小西 啓君）

東本課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

ほかの道路につきましては総務課の安全関係になります。これにつきましては、運動公園の出るところということで、運動公園利用者が見切りをするためにカーブミラーを設置するということでございますので、その他の分につきましては私のほうではわかっておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

その他で見にくい場所もあると思います。そういう場所はまだ確認されてないんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

井上議員もご承知のとおり、毎年、各区の区長様に照会をさせていただいております。その中で、先ほど言いました防犯灯とカーブミラーそれぞれ選択をしていただいて、新規に取りつけなければならないところについては要望を聞いております。

今年度については、それぞれの区から7基分カーブミラーの要望がございましたので、それを対応させていただきます。

また、古くなったり見えにくくなったりということにつきましては、区長様から聞かせてもらって、交通安全上やはり問題のある箇所につきましては、総務課の職員のほうで対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私のほうから、一般会計補正予算について３点だけ質問させていただきます。

８ページですけども、運動公園グラウンド側溝整備工事で３００万円計上されておられますが、詳細はどのようなことか説明をお願いしたいんですけど。

○議長（小西 啓君）

東本課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、運動公園の周辺に２４０ぐらいの側溝がずっと巻いているんですけど、そちらの排水機能が阻害されておりまして、水たまりみたいな状況にもなっておりまして、その土砂を除去する分と、それからコンクリートふたが老朽化して割れているという部分もございます。また、側溝の両端の肩が落ちてこけているというんですかね、Ｕ字溝が片方こけてるというような形で、排水性等問題がございますので、今回そこを修復したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○４番（村山一彦君）

それはメートルにしたらどれぐらいのメートルになりますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

片面、両面８０メートルずつはあると思いますんで、１６０メートルぐらい。側溝の中になぜか水道管とかもありまして、それをそちらから外側に出すというような工事もいたしますので、全体的で今３００万円見ておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○４番（村山一彦君）

わかりました。

それでは、次、１０ページですけども、環境保全型農業直接支払交付金１１５万円が出ておりますが、これはどちらのほうに交付されたかお答え願いたいんですが。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これは環境保全型農業直接支払交付金ということで、７件ほど相手様がございます。今回９３アール、１ヘクタールほど面積がふえましたので、それに対応する補助金でございますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○４番（村山一彦君）

それでは、最後ですが、１０ページの一番下、ワールドマスターズゲームズ和東町実行委員会負担金で１００万円計上されておりますが、これはどのような趣旨で考えておられるのか、説明願いたいんですが。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

本年度来月でございますが、１０月９日にワールドマスターズゲームズの和東町の実行委員会の設立を予定しております。その設立に当たりまして、今年度の事業とし

まして、やはり啓発をしていくということで、啓発用のパンフレット・チラシ等を考えております。あと、大会に係る実施内容の運営方法と、また中央競技団体との競技等実行委員会として活動していただく予算としまして、１００万円を計上させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○７番（岡田泰正君）

一般会計予算の９ページなんですけど、商工費の中にグリーンスローモビリティ導入実証事業を上げていただいております。節のほうを見ますと、ゴルフカートの関連の予算であろうかと思うんですけど、どういうことを想定して導入実施をされようとしているのか、その辺についてお答えいただけますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

グリーンスローモビリティの事業でございますが、国におきまして環境省の関係でございますが、CO₂削減ということで国のほうに取り組んでおられます。そういつたことで、環境にやさしいゴルフカートですね、グリーンスローモビリティということで、低速で２０キロ以下で運行するということで、今現在１台ございますゴルフカートをもう１台追加させていただくということで、現ゴルフカートにつきましては、運転者を入れまして４人乗りでございますが、今回５人乗りの小型のゴルフカート、グリーンスローモビリティを導入させていただきたいということで、当初で一定予算措置をさせていただいたわけでございますが、５人ということになりましたら、予算が少し不足しましたので、今回、追加補正させていただいたわけでございますが、これは観光だけではなくて、今年度につきましては住民の足として何とか利活用してい

きたいということで、地域交通会議のほうで有料化に向けてもそうですが、地域の足としても、また、観光対策としても両にらみの中で事業を運営していければということで、今後、実際、具体的なルート等を住民の足につきましては検討してまいりたいと思います。

観光につきましては、石寺ルートは既に9月8日から運行しておりますけれども、加えまして、住民の足にならないかということを検証していきたいと。大体11カ月の中ぐらいから1カ月の実証実験を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

今の説明いただきましたように、グリーンスローモビリティですので、観光を主体としたモビリティということなんでしょうけど、これにとどまらず、住民の足として利用できる方法というものも考えておられるのか、その辺はいかがですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

住民の足として使っていきたいと。土曜日、日曜日につきましては観光客の方が多いですので、9月からの実証実験で観光客用にゴルフカート、グリーンスローモビリティを使用させていただいていますが、月曜日から金曜日の間の5日間を住民の足としてルートの設定をしていきたいと。また町内の商店を回るような、また路線バスに少しでも接続できるようなルートの設定を考えさせてもらいたいと思っております。

ただ、1回の充電で40キロしか走ることができませんので、そのあたりは和東庁舎の周辺あたりのほうで、一度、実証実験をしていきたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

このゴルフカートですね、19キロのマックスのスピードということでございます。雨とか風とか、あるいは和束町で多いのぼり勾配・下り勾配等々ですね、いろいろな自然条件が酷なところがあるわけなんですけども、それについてどういうところまで実証実験が成功したら導入していこうかという、そういう狙いは今のところお持ちなんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

具体的なことは今後の課題でございますが、雨の場合とか、風の場合とか、一定、雨よけということで、インクロージャーというものをゴルフカートに今もつけてございますので、そういったもので実証していきたいと。

京都の運輸支局のほうと協議も既に進んでおりまして、実際に乗られないだろうという時期を設定して実証実験をやってください。それで本当に住民の方が乗られるかどうかということで、冬場の寒い時期にやってくださいということで指導もいただいておりますので、できるだけ住民さんの意向に沿いながら地域の足になるような運行を考えたいと思います。

特に、運転免許を返上された方でありまして使えるようなということで、これから国のほうでも推進しておられますので、和束町も国の事業の趣旨に添った中で運行の内容をしっかりと、地域力だけではなくて、地域力は主に観光という形になりますが、総務課バスの関係、あるいは福祉であったり、農村でありましたり、課を超えまして全体で協議させていただいて、運行のルート等を選定してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

ぜひともお願いしたいと思います。

乗員としては運転手を含めて4名、非常に少ないわけなんですけども、奈良交通が走っている主要幹線のところまで安全に誘導できるように、高齢者の方が行けるような、そういうシステムができれば、また次に向けてつながるものが出てくるのかなというふうに考えていますので、慎重に効果が上がるように期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思っています。

それから、次に、先ほど村山議員のほうから説明いただきました和束町の実行委員会負担金ですね、10ページの一番下段ですけど、このメンバーはどれぐらいな構成でやられるのか、また、この実行委員会そのものがどういうところまでされるのでしょうか。最初から最後まで会場設定から協議の関係とか、あるいはその後始末と、そういうところまで踏み込んだ中での実行委員会の立ち上げなのか、あるいは開会に向けての実行委員会だけの立ち上げなのか、そちらのほうの説明をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

実行委員会のメンバーでございますが、14名の方を予定しております。協議の運営協力ということで、京都府の自転車競技連盟の理事長様、それから町内におけるスポーツ振興ということで和束町体育協会の会長様、それから医療体制の確保というこ

とで相楽医師会の和東班の班長様、それからボランティアの確保ということで和東町の社会福祉協議会の会長様、町内における経済波及効果としまして和東町の商工会の会長様、それから観光客の受け入れ、宿泊の関係でございますが、和東町の活性化センター代表理事様、それから開催時の区長様としまして湯船区長様、それからマウンテンバイクに精通されておられます有識者ということでお二人の方ということで、NPO法人IBOジャパンの代表の方とサイクリングツアーズジャパンの方をお二人入れています。それから、救急体制につきましては、相楽中部消防組合の消防本部の消防長様、利用性関係につきましては京都府のスポーツ振興課の理事様、それから、京都府の山城振興局の副局長様、相楽東部広域連合教育委員会の教育長様、そして和東町長ということで、14名の実行委員会のメンバーで10月9日に会議を設立総括と、それから第1回の会議ということで開催させていただきます。

どういったところまでの内容でこの実行委員会が進むかということでございますが、ワールドマスタースゲームズが開催が終わりまして閉会されまして、最終決算を打つまでこの方でいっていただくということで考えております。

具体的につきましては、この実行委員会の総会で議決いただいて、承諾していただけるわけなんでございますが、事務局案としましては、やはり各年度、ことしから初めて啓発事業でありましたり、ことしから和東町の実施計画をつくるということでそれに対する意見をいただきましたり、あと、来年をプレ大会ということでも考えておりますので、プレ大会をいつごろに開催するか、事務局案としまして、お茶の時期が忙しいとは考えておりますが、そういったことでご理解いただけるかどうか、いろんな有識者の方からご意見をいただきながら、本大会に向けて意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○ 7 番（岡田泰正君）

今のメンバーをお伺いしておりますと、やはり多方面のあらゆる角度から人選されているということがよくわかると思います。こういったメンバーは協議会に対しましては非常にコアな部分でございますので、ぜひとも最初から最後まで協議会を盛り上げるためにひっばっていただけるようにご指導いただきますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

先ほどの続きでもう 1 問だけお願いしたいんですけども、やはり 50% の値上げ案であるとか、それから 25% 以上の値上げ案というのは、そもそも、もともと 25% 以上で経営戦略も計算している中では、どう考えてもこれは想定されるべきじゃない数字だと思うんですね。ですから、ここではっきり言っていただきたいのは、今後どういう値上げ案が検討されて出されるかは知りませんが、最低でも 25% 以上の想定をしているような案は出さないと、これははっきり断言できますよね。今まで 25% 以上は言っておられないわけですから、そこははっきりと。

もし、これ以上のものがあるっていうんだったら、そもそもの計算がまた間違ってくるわけですので、そこはそれ以上のものはないということで断言していただきたいということと、それから先ほどお願いした資料等については、水道委員会というのは公の機関ですから、その会議の内容とかを逐次ちゃんとありのまま載せるというのは当たり前の話ですから、それは即やっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

これからの委員会の具体的な内容につきましては、まだここでお答えすることは非常に難しいと思っております。ただ、経営が健全にいくような案が出てくることを私も期待をしておりますし、できる限り住民の負担が少なくなるような案になるよう事務局としてもできるだけアドバイスはしていきたいというように思っておりますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

それと、今、言われましたように、情報につきましては、公表できるものについてはできる限り公表させていただきますので、その点についてもご理解願いたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

住民の負担をできる限り軽くしていくという案は出していきたいというのであれば、今まで実際言ってきた25%以上のものが出るということはある得ない話ですから、そこはせっかく出していただいているか知りませんが、こういったものは撤回していただいて、そういう中で検討いただきたいと思います。

ある意味、変な意味での数字がひとり歩きしていく部分もありますので、こういうものを出しているから、将来、町としては出しましたよという話になってしまいますから、ですから、そこは住民にとってみればだまし討ちみたいな話になってきますので、ぜひちゃんとしていただきたいと思いますというふうに思いますので、そこはお願いしたいと思います。

それと、次にですね、先ほど岡田泰正議員のほうからありましたゴルフカートの関係なんですけども、いわゆる生活の足としても今後活用していく方向で実証実験をしていきたいということなんですけども、ただ、やはり言われるように、走行距離に大変限界があるということも含めまして、実証実験としてはそれでいいかもしれないですけども、実際に和東町全体の集落ですね、いろんなバス停からかなり遠い集落も含

めて、そういったところをどう網羅できるかということが、本当に生活の足としてそれを活用するのであれば、そこに向けた可能性というものがないと、ある意味ではとそこが一番な問題なわけで、そういう意味では、そういったことというのは、例えば、それを活用するにしても可能だというような一定の見通しがあるということですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

和東町全域でゴルフカートというのは非常に困難でありまして、難しいと。

ただ、ゴルフカートを観光だけではなくて住民の足にも使えるような施策としまして、和東庁舎の釜塚であったり、南であったり、あるいは中、園、それから別所ぐらいいですかね、その周辺のあたりで何とか生活の足にもならないだろうかということではまず進めさせていただいて、その中でこういった方がどれだけのニーズで利用されているか、やはり人数の把握も大事だと思うんですね。

そういった中で、やはりこれだけの需要があるということで、ほかの地域につきましても運行も考えていかないといけない一つの手段だと思うんです。それで、そのステップを踏みながら、和東町全体のコミュニティバスというのは総務課の管轄になるかと思うんですけれども、観光プラスアルファの中でどう動かしていけるかということで今回実証実験させていただいて、それを拡大しながら和東町全域で需要の内容を和東町全体に置きかえた場合にどれだけの効果があるかとか、やはり需要があるかどうかのものを検証させていただく第一歩だと考えております。これが全てではなくて第一歩として歩み出していきたいなということで、地域力としましては考えております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

総務課長にお聞きしたいんですけども、今の答弁でいいますと、ゴルフカートを今後、釜塚であるとか庁舎周辺等を中心に実証実験を行って、使えるのであれば使っていきたいというような話ですけども、ただ、やはり白栖であるとか門前とか西和東、そういういわゆる府道からどんどん離れていく地域ですよ、湯船もどうするのかということがありますよね。そういったことでいいますと、ゴルフカートだけで全体の足を確保することは難しいと、それは私もそう思います。

実際、時速 20 キロぐらいしか出ないような車両で全体をグルグル回ろうと思ったら物すごい時間がかかりますし、いわゆる走れる限界というのもある中で、大変困難があると思います。ということはですね、それはそれで近場というか、一定、庁舎の周辺あたりを網羅できるようなものはそれでやりつつ、一方で、やはりコミュニティバスとか、今まで言ってきたような交通機関というものも同時に検討していかないと、そのゴルフカートがずっと検討されて、それが何か出てからこれもやるみたいなことになる、結局、どんどんおくらせていきますよね。そういった点では当然それもしつつ、当初から言っているようなコミュニティバスの運行であるとか、そういったことも含めて検討されるということによろしいですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

地域力推進課長が申し上げましたとおり、公共交通を担う第一の手段として、今回、ゴルフカートを運行するということでございますので、それにあわせた中で、違う活用も含めて、例えば、今、ルート周遊ということで報告をされておりますが、違う観点からも検証はしたいというふうに考えております。今後の課題として捉えていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

ゴルフカートはそれでいいと思いますけど、いわゆる前に言ってましたコミュニティバスとかデマンド型とかいろいろありますよね。そういった公共交通の検討というのは、このゴルフカートの検証をされる間というのは全くされないということですか。

要は、今まで町長が就任されて以来、ずっとこの問題というのは議論されていたわけですね。コミュニティバスという話もずっと出てましたけども、ずっと具体化されないまま来ています。ですから、ゴルフカートというのも一つの方法としてやられたらいいとは思いますが、大変限界があることは確かです。

観光と二足のわらじでね、どっちかいうたら観光が主でしょう、もともとの発想がそうなんだから。だから、そういう点では、本当に公共交通をどう奈良交通のバス以外のところで構築していくかということは、ゴルフカートだけでは検討にならないと思うんです。ですから、同時に、そういったコミュニティバスとかの検討もしていないと、どんどんどんどん先延ばしになっていくと思うんですけども、その辺の検討されないんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

たしか平成２７年当時ですけども、懇話会という形で提言をいただいております。この中心地域については、現在の和東茶カフェが該当するのかなということで、以前、答弁をさせていただいた記憶がございます。ですから、私どもとして考える場合には、ゴルフカートも活用しながら、ゴルフカートが先ほど言った円の動きじゃなしに線の

動きでも検討したいと。ですから、コミュニティバスそのものを検討しないという話は一切しておりません。

また、この9月の一般質問の答弁でも答えさせてもらったと思うんですけども、町営バス、現在2本休止をさせていただいております。コミュニティバスを考えるのであれば、当然、白栖・石寺地域の町営バス奥畑線のその後の方策ですね、また、町営バス木屋線の休止に対するその後の施策等も考えながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこのゴルフカートの活用というのは実証実験されたらいいと思いますけども、ただ、やはりそれだけではできないということははっきりしていると思いますので、やはり同時並行でそういったことも検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、12ページの土木費の関係なんですけども、一つは、立木伐採等の業務委託として100万円出ておりますけども、これはどの辺の箇所を予定されておりますでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今回の部分につきましては、北村一線という町道の部分をまず優先的にやりたいと。場所でいいますと、別所北村というところまで回りまして、東区の公民館に行く手前の道路でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

要は、いわゆる伐採しないといろいろなってきた、大変視界もとれないようなこともあるということでされているとは思いますが、こういった箇所というのはほかにいろいろあると思うんですけど、そういったところについての今後の計画というか、予定というのはどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

検討課題の一つでございます。議員おっしゃるように、町内、こういう箇所が最近ふえてきておりますので、今後もできる限り通行の安全を確保するために、できる限り検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

もう一つその下に町道の整備事業として 1,500 万円が計上されております。この具体的な箇所というのをもう一度確認というか、どこをさわろうとしているのかということで、具体的にどこということをお願いできますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今回の 1,500 万円につきましては、石寺地区でございます。石寺地区の景観の登録されてます青木の部分から抜けまして、石寺区の公民館のほうに抜ける間の中間

の循環道路を今回拡幅とそれから舗装等を行いたいと考えております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私、昼休みに、多分、これ違うのかなと思いながら確認に行ったんですけど、間違ったら悪いんですけど、個人の家の方のすぐ裏、田んぼのほうとかに入っていく道で、最終、対岸というところと変ですけども、公民館の側からすれば下がっていった犬のお墓がどうやというところがありますよね。そこの看板が立っているところに抜けるという道でよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

そのとおりでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

私のほうから3点ほどご質問させていただきたいと思います。

まず、9ページ。

先ほどから出ておりますけれども、ワールドマスターズゲームズの関係、先ほど質問の中で実行委員会の体制の中で確認なんです、交通関係の方は入ってなかったように思うんですが、いかがでしたかね。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

交通関係につきましては当初予定しておりませんで、まだルートのほうがしっかりと決まってませんので、この前のご質問の中で、京阪奈からの移送でありましたり、あるいは加茂駅から輸送でありましたり、いろんな方法で京都府の基本計画の組織と合わせながら検討してまいりたいですので、当初の実行委員さんの構成委員の中には含まれておりませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○２番（高山豊彦君）

先日お尋ねしたときに、中型バスで輸送ということでおっしゃっておられましたので、おおよそ１，８００人でしたかね。マイカーで来られる方も当然おられるでしょうから１，０００人ぐらいだったとすれば、乗車人員からするとやはり３０台ぐらいの車両が必要になってくるのかなというように思うんです。

そういった部分でいきますと、中型車両で３０台確保しようとする大変な状況かなと思います。観光バスですと容易にできるかもわかりませんが、やはり中型、それだけ持っている事業者というのは少ないわけですから、いろんな形で全体の中で、近畿なり京都なり、そういった全体の中で協力いただかないと車両数を確保できないと思います。

前回もお話ししましたが、シャトル便というよりも、一方通行的な輸送になってしまおうと思うんです。ホテルから会場までの片道の時間から考えますと、やはり折り返してピストン輸送というのはまず無理だと思いますので、そうしますと、一気に輸送になってくるというふうに思いますので、そのあたりですね、今後なるかと思うんですが、計画の中で十分検討していただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、先ほどゴルフカートの部分で、一応、実証実験という中で利用実態を把握したいということでございます。

先ほど岡本議員のほうからもありましたが、一般住民の方がご利用されるとなりますと、やはり雨の日もありますでしょうし、そういった悪天候のときにどうするのかという問題が出てくるかと思うんですね。やはりこれは実証実験だからいけると思うんですが、恒久的にそれを利用してといったら、天候的な部分をどうするのかという問題があるかと思います。

これは今後の路線バスを検討される中でいろいろと幅広く検討されることだと思うんですが、全国的な中では、例えば、スクールバスですね。通学バスの相乗りであるとか、それとか余り昼間動いていない送迎のバス、例えば福祉施設とか、または福祉施設の送迎に便乗する形の輸送であるとか、そういった形で取り組まれているところもあるんです。ですから、そういったことも含めて、町内全域の輸送がどのようにすればスムーズにいくのかという検討も必要なのかなというふうに思っております。ですから、そのあたり、幅広く検討いただけたらと思うんですが、総務課長、どうですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町では以前、高山議員がおっしゃるように、スクールバスですね、この活用というのを考えたことがございます。しかしながら、一番難しかったのが、和東町が運行主体じゃなしに相楽東部広域連合の運行主体になるということで、なかなかその当たり前に進まなかった経過がございます。しかしながら、昼間があいている送迎用のバスとか、そういうのはやはり検討させていただきながら充実を図りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

最後にですね、7 ページなのですが、これは町村未来づくり資金の部分で総合行政情報ネットワーク機器の部分で300万円の減ということになっているんですかね。この総合行政情報ネットワーク機器というのはどういったところで使用されているものなのか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

これにつきましては、全庁舎の中で基幹系と言われる部分と情報系ということで、基幹系につきましては、税、また住民課、福祉のほうで使っている基幹システムでございます。また、情報系というのが日々の仕事の中で使っているパソコンでございますが、来年の1月にWindows 7から10に変わるということで、今回、当初予算で76台分予算要求をさせていただきました。しかしながら、この8月になりましたので、その一部の備品購入の費用が設定の委託料も込みで予算化をさせてもらってましたので、今回組みかえということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

あとですね、7 ページの同じところに個人番号カード利用環境整備費補助金というのがありますが、先日、ニュースのほうで公務員、家族を含めて全公務員が個人カードを持とうということで、これから今年度内ですかね、国が進めているということになると思うんですが、そういう意味では、それはもともとあるのかどうかかわらな

いですが、その部分で必要な費用というのはいないですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

高山議員がおっしゃるように、公務員の健康保険証については、全部マイナンバーカードを併記した形の発行をするようにということで、国のほうが進めております。現在、京都府市町村共済組合のほうから、一定、10月以降ですね、職員にその申請をするようにということで指導をいただいているところでございます。

なお、費用負担につきましては、和束町が出すということとはございません。

以上です。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後2時23分～午後2時40分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き質疑を続けます。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほど高山議員のほうから話があったので、それに関連して確認だけしておきたいんですけども、いわゆるマイナンバーカードの公務員の方が率先して持つという話の国の方針の関係なんですけども、いわゆる健康保険証という話なんですけども、それは強制力はあるんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

国の基本的な考え方ということでお示しされてますので、私のほうはそれに基づいて職員のほうには周知させていただくつもりです。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そうだけでも、例えば、そうだからといって、いわゆる無理やりというかね、強制的にそういうものを持たせるといふ何か法的な拘束力、また持たなかった場合の罰則、そういったものはあるんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

現在のところ、共済組合等からはその旨は何も指示は出ておりません。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

だから、結局、強制力はないということですね。

結局、私が言いたいのは、マイナンバーカードがなかなか普及しないという理由というのは、要は、国民の中で情報漏れとかの危険が払拭できないからなんですよ。言うたら、いろんな個人情報が漏れまくっていて、マイナンバーカードでいろんな情報が集約されていることに対して不安感が強いからカードを持たないんですよ。

そう言われますけどね、例えば、健康保険証となれば、要は、ずっとどこかに保管

しておくわけにいかないですよ。健康保険証というのは、病気とか何かしたときに受診するときに持っていかなあきませんよね。ということは、ある意味、頻繁に持っていくことだってあるわけですよ。だけど個人番号というのは、一方では、大変デリケートな番号だから漏れたらいけないと。例えば、紛失とか落としたとか、そういうことが起こる可能性が広がりますよね。いわゆる公務員の人がみずからの個人番号カードを管理できないのかという話になりますよね、落としたり紛失したら。それは責任問題になりますよね。

そういうことも含めて、国が言ってきたから、皆さん、持ちましょうなんてことを自治体の長が職員に強制することができるわけじゃないと思うんですよ。国民にだってそんなこと強制してないのに、公務員だからといって、そんな危ないことを広げるようなことを、国が言ってるからやりなさいなんていうことは強制できますか、町長。

私が聞いているのは、強制できるかどうか聞いているんですよ。さっきの課長の答弁では答えてないですよ。そこまで言われるんだったら持ちなさいと。不安もあるし、私は嫌ですと言った場合に、私は持ちません、番号はいいですよというような拒否ができるのか、した場合は罰則があって、どうしても持たなくちゃいけないものなのかということを聞いているんです。単純な話です。

町長、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきたいと思います。

先ほど課長も答弁いたしておりますように、国のそういった制度というのを周知するだけのことであって、その後も、それがどうのこうのというところまでは何も関知することはないです。そういう強制力を持っているという理解はしておりません。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

強制力はないということを確認しておきたいと思いますし、強制するようなことはあってはならないと思うんです。あくまで本人さんが持っても構わないというんだったら持たれたらいいと思いますけども、いろんな疑問や不安があって、自分は持ちたくないというのであれば、それはそれでいいですということで、やはり町長としても責任持って、そういう拒否する権利もあるということをやちゃんと周知いただいて私はやっていただきたいと思いますので、今、強制力はないって言われましたから、そこははっきりしておきたいと思いますので、それに基づいた対応をしていただきたいと思います。

それとですね、先ほどの続きですけども、1,500万円の石寺の地域での町道整備の関係ですけども、今回この1,500万円の経費をかけて田んぼ道といいますかね、そういった今の町道部分を舗装するというのとは何か目的があるんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

目的はございます。石寺区のほうから、長年にわたり循環道路としての整備をしてほしいということがずっと上がっておりましたので、これに対して、今回、予算を計上したということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

今あそこにお店ができて、曜日によってはかなりの方がわらわらと歩かれたりとかいうこともあって、そういうふうにされたということもあるとは思いますが、

それで区のほうの要望であるというのであれば、適切な形で整備されたいと思うんですけども、ただやはり一方ですね、委員会でも言いましたけども、例えば、前から言ってますが、白栖の下の府道におりていく道がありますね。あそこも町道だと思うんですけども、あそこはかなり道路自身も傷んでおりますし、ガタガタになっていると。いわゆる川のところの部分での安全対策のガードレールもない部分がかなり長くありますし、また、先ほどの伐採じゃありませんけども、木もかなりなっていて、昼間でも大変暗いみたいなね、電気ついてるみたいな状況ぐらいのところがありますよね。

あそこは通学路でもありますし、実際に子供たちが下のバスに乗るために日常的に通っているというところもあります。そういうところはやはり今の傷んでいる状況や実際に通学路になっているということを考えても、そういうこともしていただいたらいいですけども、早急に手だてを打つべきことじゃないかと思うんですね。

前から言ってますように、いわゆる通学路の各町道等の安全確保のためのペインティングも含めてですね、引き直しも含めて確保するということも言っておりますけども、一向にやっていただけてないですよ。その辺は1,500万円のお金というのは結構大きいと思うんですけど、一つの道路にそれだけのお金をかけられるのであればですね、やはりもう少し予算的にも低い状況でできることもあると思うんですけども、その辺の整備とか対応の予定はおありですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

具体的には、線で予算を補正しておりますので、今回の場合は滝ノ下という名前が出てきておりますけども、町道につきましては、維持修繕ないしいろんな対応の方で対応していきたいというように思っておりますので、その点については順次対応させていただくということでご理解のほうをしていただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

なかなか順次されていないような状況があると思いますし、毎年そういったものに係る予算の確保が十分できてないんじゃないかというふうに思いますので、実際危ない状況になっているわけですから、課長にとっては地元のことからよくわかっておられると思いますけども、やはり早急に手を打っていただきたいというふうに思います。

それと、診療所の関係でお聞きしたいんですけども、この10月から診療体制のほうで若干変更をされるということで既に周知されてきているというふうにはお聞きしているんですけども、その辺、そうなる事情と実際どうなのかということを説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

お答えいたします。

現在は10月1日までなんですけども、夜間診療の点ですけども、毎週月曜日、そして木曜日、木曜日に関しましては、第2木曜日は山城のほうから先生が来ていただいている関係上、夜診は休止しております。

今回、10月1日から患者さん、住民あてに診療所のほうの掲示を中心に啓発しておりますけども、木曜日の夜間診療の休診です。これにつきましては、経過としましては、桐山所長の健康の不備も兼ねまして、医療業務従事中でありますけども、その関係で体調の保持ということで考えました。

それと、また最近、住民の方も午前中に来られるようにこちらも言ってまして、かなり夜間診療の患者さんも少なくなってきました。その関係で、10月1日から

毎週木曜日は夜間診療は休診させていただくという経過であります。

また、経費節減ということも、これは診療所運営の問題ですけども、それも兼ねまして、そのような経過で、10月1日から木曜日夜間診療を休診するというところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる10月から夜間診療自身が月曜日のみということになるということなんですけど、もちろん先生健康上というか、いろんな業務上ですね、健康を守っていかなくてはいけないとか、ご高齢でもありますので、診察に来られる方がそう多くはないということなんかも言われていたんですけど、ただ、やはりほかの民間の個人の診療所があるとはいえ、公的な部分での診療体制を基本的に縮小していくということにもなりますので、そこ自身は縮小と言わざるを得ないと思うんですよ。

そこで、町長にですね、今後、保健センター等の整備も今、検討されていますけども、診療所機能ももちろん引き継いでいかれると思うんです。いずれにしても、今後、医師の確保というのがいつまでも桐山先生にお願いするわけにはいかないことは明らかですし、実際、今、やっけていただいているのも特別な形で診ていただいているという状況もある中で、特に今後の保健センター等の整備に向けて、医師の確保ということは大変重要な問題だと思っているんですけども、その辺は今後どういう見通しといたしますかね、医師の確保の見通しをお持ちなのか、また、今後、新しい体制になっていったとしても、診療体制自身は充実していかないとあかんと思うんですね。その辺の見通しというのはどうお考えですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

今、岡本議員が言われますように、診療所の機能を維持していくというのは非常に大事なことでありますが、これはそういう意味で、施設の整備も含めて努めてまいりたい。

そのためには、医師の確保が一番重要なことであります。それは現在も大きな課題として、常に先生も定年を迎えられて延長していただいているという現実から踏まえて、今、努力しているということでありまして、今お尋ねがありますように、大きな当面の課題として今、取り組んでいると、こういうことで、ここまでと答弁させていただきますが、そういう意味でご理解いただきたい。重要な課題として今、取り組んでおると、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる診療体制を維持していく上でも、お医者さんがいなかったら維持できないわけですし、実際、今、なかなかギリギリのところに来ているというふうに思います。それが今回の診療体制の変更にもつながっているというふうに思いますので、京都府などともしっかりと連携もいただいて、早急に医師の確保をしていただけるように働きかけていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

あともう1点ですね、東部連合の関係の負担金として826万9,000円が計上されておりますけども、特にじん芥処理の関係でということなんですけど、これがどういうものなのかということを確認だけしておきたいのと、それからいわゆる4月から休止ということになってまして、実際、そういう業務としては動いてないという状況なんですけども、町長はこれをするとき、いわゆる早期に再稼働できるような方向で地元にも今後働きかけたいということをおられましたし、それがいいかど

うかは別にしまして、その辺、もう半期が終わろうとしている中でどのようにお考えなのかということと、それと、いわゆる裁判の和解が昨年度ありましたけども、その和解の内容というのは、基本的にテールアルメの安全対策の問題で和解金を受け取ると。それを持って今後対策していくということが今そういう段階だと思うんですけども、その辺の今後の安全対策というのは、所管は連合かもしれませんが、ただ、やはりお金を出している側として実際どのような方向でこれはされようとしているのか、その辺説明だけいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議員もご承知いただいておりますように、それぞれの家庭なり一般ごみについては、それぞれの町村が責任を持って処理しなきゃならない、こういうことで、東部じん芥処理組合を3町合同で、その分、和束がやってきたというのが20年で一応協定が切れたという形です。

当然、この法律の原則からいえば、地元で延長のお願いをしていくというのが筋道であります。ただ、その中で新しく、今、岡本議員が言われたように、判決がこの時点でございました。この判決はどういう意味を持っているかと申し上げますと、今までは危ないからと、こういう話を業者にそう訴えておったんですが、和解をしたということは、危ない状態が東部連合に来ているという責任があるわけなんですね。まずは、地元をお願いしていかなきゃならないということですけども、危ない状態をお願いということは難しい接触の中ではありました。まずは安全に対策を講じて、並行してお願いしておると、こういうことであります。

それと、地元にはお話しさせていただく中で、今までから何点かの課題をいただいております。実現できているものも実現できてない分もあります。その実現できてない分については努力していこうということで、地元とも意思疎通を図りながら、

今、進めているということでもあります。

当面は何といっても、一番さきにやらなきゃならないのは、テールアルメの安全確保ですね、これをきちっとやっていくというのを連合のほうでは努めておられると、こういう状況であります。

以上です。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

先ほど建設事業課長と岡本議員のやりとりの中で、議長、関連質問になるんですが、許可いただけますか。

○議長（小西 啓君）

1点。

○9番（畑 武志君）

岡本議員と建設事業課長の中で、基本料金プラス超過料金で50%アップと、こういうシミュレーションの話をされておりました。課長の答弁の中に1億円に近い数字の使用料を出すということで50%という数字を出したというように、私、聞いたんですが、それで間違いございませんか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

あくまでも、今回のシミュレーションの内容につきましては、目標とする年次まできっちりと債務を負担していくということの中で、どういう形でお金を捻出していくのかという計画を立てた中で、そのシミュレーションの中に今、個々の計算をした中の金額でございます。

1 億円といいますのは、令和 3 年度以降、返済額が今後 1 億円になってくるということの金額でございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9 番（畑 武志君）

いかにシミュレーションであったかってね、1 億円近い使用料を上げるために 50 %アップなんて、そんなん考えられませんよ。だから、25 %アップでもいろいろ議論が出ているんです。まだ、それを一步控えて 20 %にしよう、30 %にしようはわかるんです。50 %なんてとてつもない数字ですよ。これはとてもこの議論にはのれませんけどね、今、関連質問ということでこれだけ確認しときます。これだけ一つ、課長お願いします。これはこの 1 問ですから置いておきます。

今回の補正の中に 10 ページの有害鳥獣関係事業補助金ということで 270 万円予算が計上されております。関係ということでございますので、ひとつ詳しく説明いただきたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これにつきましては、この 7 月の末まで野生鳥獣進入防止柵の事業ということで要望を受けさせていただきました。計算させていただきました当初予算との比較をさせていただいたところ 271 万 6,320 円、まだ、入札はしておらないんですけども、標準事業費で計算しますと、これだけの額が不足するということでございますので、今回補正させていただいたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○ 9 番（畑 武志君）

7 月末ということで、私も一つ申請しようかと思ったら遅かったと。だけど、私だけじゃないですよ。来年、とてもやないけど、覆いしやあなあかんという話を後から聞いたんですけどね。だから、この日にちを見逃したのはこっちの責任なんですけどね、これについても、今後、有害鳥獣ばかりでございますので、何とか単費でも構へん、どんどんどんどんやっていただきたいと、このように思うんです。

これは執行部はいいですから、町長の腹いうのか気持ちいうのか、どのようにお考えか、ひとつお聞かせいただきたいと、このように思います。

○ 議長（小西 啓君）

町長。

○ 町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これまでから有害鳥獣の問題というのは非常に大きな問題でありました。特に和東町は高齢化を迎えている。そして、野菜畑で野菜をつくって楽しまれている農家もたくさんおられるわけであります。そういった、とるときには大変だという声が和東町のほうにも多く上げられてきました。

そういう状況を踏まえて、これまでからも、そのときには住民の声は囲いの声が多かったものですから、いわゆる当初予算だけやなしに、声が上がれば補正でも上げてきたと、こういうことで取り組んできました。

最近、おりの声をよく聞くわけであります。こういった和東町の考えについては何ら変わりはないわけで、ここは努力をさせていただきたいということで、曖昧なことで答弁は難しいわけなんですけど、住民の困っておられることにお応えしていきたいという努力をさせていただくと、こういう気持ちで当たらせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

農家であっても、野菜をつくっておられる方でも、もうおりしかないんだというような考えでございます。これについては補助金だけやなしに、国の金やなしに町独自でどんどんどんどん進めていっていただきたい。そして、やる気がある野菜づくりをしたいと、このように思います。よろしくお願いします。

それから、簡水の関係で事業課長、8ページの工事請負費2,600万円、これについて詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今回の耐震化補助の統合簡水の整備事業で湯船地内にあります減圧弁の更新でございます。減圧弁の更新に係る工事費用ということで計上しております。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

わかりました。

最後になります。

サルの問題にしろ、水道の問題にしろ、大きな課題はございます。決算のときにも言いましたけど、やはり住民が納得するような形の中で、これだけはお願ひしたいという声は重々聞いておりますので、町長、その辺のところは十分把握した中で進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第４７号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４７号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４８号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４８号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４９号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４９号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議案第５０号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 50 号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 51 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 51 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、発議第 5 号 消費税増税の中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。発議第 5 号についての提案理由を申し上げます。

第 1 に、増税目前の現在も国民の多くが増税に反対し、不安と怒りを強めていることです。

第 2 に、国民生活や経済の実態を直視するならば、今、税することは明らかに無謀であることです。

第 3 に、もしこのまま増税すれば、複数税率等による混乱必至のみならず、国民生活も経済もますます困難に陥ることが火を見るよりも明らかであることです。

第 4 に、晩霜被害や価格低迷等で本町の基幹産業である茶業経営が極めて厳しい事態となっている中での増税は本町の地域経済への大打撃となり、まちづくりの根幹にかかわる事態となる危険性があることです。住民の代表機関である議会として、住民生活や地域経済に深刻な打撃を与えることが明白な増税に異議を申し立て、政府の再考を促すことは当然かつ重要であると考え、本意見書を提案するものです。

それでは、意見書を読み上げまして提案とさせていただきます。

発議第 5 号

消費税増税の中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和元年 9 月 26 日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 小西 啓 様

消費税増税の中止を求める意見書

政府は、消費税率の 10%への引き上げを予定どおり進めようとしていますが、7月の参議院選挙後も国民の多数は 10 月からの増税に反対し、生活破壊への不安と怒りを強めています。経済状況の悪化、個人消費の低調も変わっておらず、この間の米中による貿易摩擦とともに、日韓関係の急速な悪化による影響も含め、今後の経済への見通しも悪化するばかりです。国民生活の関連でも、先日公表された年金財政の検証結果が改めて示した年金制度の危うさとともに、政府が次々と打ち出している社会保障の改悪方針も現在と将来に不安を広げています。また、政府の「お墨付き」による増税前の「駆け込み値上げ」が相次ぐ中、「駆け込み需要」も起こらないほど国民の懐は冷え切っています。

本町においても基幹産業である茶業が晩霜被害や価格低迷に見舞われ、地域経済に大きな打撃を受けるなど、厳しい状況があります。また、増税による消費低迷が本町が力を傾けている観光事業にも深刻な影響を及ぼす恐れもある中、増税の実施はまちづくりの根幹にかかわる重大事態となりかねないものです。

以上のことから、このまま増税を実施することは余りにも無謀であり、賢明な判断を行い、10 月からの増税は中止すべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 9 月 26 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

経 済 産 業 大 臣 菅 原 一 秀 様

京 都 府 相 楽 郡 和 東 町 議 会

以上です。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

発議第5号について賛成討論を行います。

安倍政権は、増税中止を求める国民多数の声に耳を傾け、中止を決断すべきです。政府みずから経済状況が悪いことを認めながら増税を強行することは、重病患者を無理やり退院させ働かせるようなもので、あり得ない、常軌を逸した判断と言えます。そんなことをすれば病状が悪化することは必至であり、生活も経済もますます悪化することは誰が考えてもわかることです。

政府は「増税した分を全てお返しする」などと、複数税率やキャッシュレス決済によるポイント還元や軽減などを進めるとしてありますが、これが今、現場を混乱させ、不安を広げております。しかも、消費者や中小商店への対策だと言いながら、カードを持てる富裕層や大手企業が大きな恩恵を受けるのが実態で、一般庶民やキャッシュ

レス決済を導入できない零細企業が蚊帳の外になっています。増税対策の名のもとにカード会社を儲けさせ、キャッシュレス決済を一気に広げることこそが本当の狙いの一つであることも浮き彫りになっております。「お返し」する相手も結局は庶民ではなく、富裕層や大企業になっているのではないかと思います。

福祉のためという政府の決まり文句もいよいよ、うそ、ごまかしがあらわになっております。増税と引きかえに実施される幼児教育の無償化や低年金の方への最高年6万円の上乗せなどをもって「福祉のために使っている」と政府は言いますが、増税で奪った所得の一部を限定的に還元するだけのことであり、負担が減るわけではなく、しかも対象から外れれば負担増しか残りません。そもそも子育て支援、低所得者支援と言いながら、子育て世帯や低所得世帯に重くのしかかる消費税を増税することや財源にすること自身が大きな間違いです。

社会保障全体で考えれば、消費税増税で充実するどころか、自然にふえる費用さえ減らし、介護も医療も年金も今後の政府の方針では負担増やサービスカット、給付カットなど改悪のオンパレードになっております。安倍総理は、年金が減り続けることについて、「打ち出の小づちはない」などと開き直る発言をしておりますが、まさに国家的詐欺であり、増税する大義は全くありません。

政府は「消費税しか安定した財源がない」と言いますが、本当にそうでしょうか。先日の「京都新聞」での消費税関連記事の中で、生活困窮者支援NPO代表の方は「現在の税制は富裕層や大企業を優遇しており、不公平感を是正すべき。株式の売却益に係る金融所得課税は一律20%と低く、ゆとりのある人からはもっと徴収できる」と語り、「低所得者より富裕層から徴収を」と指摘されております。金融所得課税の強化とともに、大企業の法人税を中小企業並みにせめて引き上げることも含めれば、年間7兆円程度の財源が確保できます。所得税も年収1億円を超えると逆に負担率が減少するなど高所得者ほど有利になっており、是正すべきです。本当に安定した財源が必要であるならば、富裕層と大企業への適正課税こそすべきことです。

税金の無駄遣い問題です。トランプ大統領言いなりに１機１００億円以上もする欠陥戦闘機を１００機以上も爆買いする憲法違反の攻撃型空母を整備するなど、政府は来年度予算の防衛費を過去最高の５．３兆円も計上しようとしております。さらに、北陸新幹線やリニア新幹線など全く必要性のない公共事業に、今後、何兆円規模でつぎ込む予定など、財政が大変だから消費税増税だと言いながら、この無駄遣い三昧は到底許せないことです。

以上のような実態からも、増税には何の道理もなく、直ちに増税中止の判断を行うことが政府に求められる判断であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第５号 消費税増税の中止を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第５号 消費税増税の中止を求める意見書は、否決されました。

日程第１５、発議第６号 減らない、暮らせる年金への制度改革を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

発議第６号の提案理由を申し上げます。

本来、年金制度は、老後の生活を人間らしく豊かに過ごすための保障となるべき社会保障制度です。しかし、実際は、特に国民年金におきましては支給額が極めて低く、年金だけではとても暮らせない状況です。ところが政府は、先月公表した財政検証に

において「減り続ける年金」を合理化、当然視し、ますます不安を広げております。幾ら制度が維持されましても、暮らせない年金、生活が破綻年金では意味がありません。これ以上減らない、暮らせる年金制度を政府が責任を持って確立すべきであり、それを強く要求するために本意見書を提案するものです。

それでは、別紙意見書を読み上げまして提案させていただきます。

発議第6号

減らない、暮らせる年金への制度改革を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和元年9月26日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 小西 啓 様

減らない、暮らせる年金への制度改革を求める意見書

厚生労働省が8月に公表した年金財政についての検証結果は、日本の年金制度の貧困性と問題点を改めて示し、「減らない、暮らせる年金」の制度改革の必要性が浮き彫りになりました。

検証結果は、長期にわたり年金給付水準が下がり続ける状況を具体的に明らかにしています。「モデル世帯（夫・40年間会社員、妻・専業主婦）」の場合の所得代替率は現在の約6割が27年から28年後には5割程度まで低下し、経済成長や雇用が改善されなければ5割を割り込む場合もあります。中でも打撃が大きいのが基礎年金（国民年金）で、年金水準は現在より約3割も減らされることになり、低年金者ほど影響が深刻です。この背景には物価・賃金が上がった分よりも年金引き上げ幅を低く抑え込む「マクロ経済スライド」の弊害があります。検証結果は、現状ではますます「あてにならない、暮らせない年金」となることを明らかにしており、「減らない、暮らせる年金」へ抜本的な見直し、制度改革が望まれます。

「減らない年金」にするには、減らし続ける仕組みである「マクロ経済スライド」

を廃止すべきです。「暮らせる年金」にするためには、２００兆円にのぼる年金積立金の計画的な活用とともに、年金の支え手である現役労働者の賃上げや非正規雇用の正社員化を進めて保険料収入と加入者をふやし、年金財政を安定させるなどの抜本的な改革が不可欠です。

政府におかれては、暮らしを保障する年金制度にするために真剣に議論、検討を行い、責任を果たすよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和元年９月２６日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財 務 大 臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

賛成です。

発議第６号について賛成討論を行います。

７月の参議院選挙前に金融庁が出した「老後の資金２，０００万円不足」報告書が

大きな波紋を呼び、政府はその反響の大きさに慌てて弁明し、挙句には報告書そのものの存在をなきものにする暴挙に出ましたが、財政検証は日本の貧しい年金の実態は覆い隠せないことを浮き彫りにしました。

安倍総理は、今でも貧しい年金が今後も減り続けることへの批判に対し、「年金がふえる打ち出の小づちはない」などと開き直る態度をとりましたが、これは老後の安心を信じて高い保険料を長期間負担し続けている国民に対する背信であり、みずからの失政を不問に付す許されない態度です。

また、とりわけ満額でも月額6万数千円しかなく、しかもそこから介護保険料や医療保険料、税金などを天引きされ、幾らも手元に残らない国民年金の受給者などの実態を全く意に介さない姿勢は無責任きわまりないと言わざるを得ません。

意見書にもあるように、今政府がやるべきことは、貧しい年金の実態を追認、放置し、国民に我慢を強いることではなく、これ以上減らない年金、暮らせる年金にしていくために真剣に検討し、見直しを図ることであることを指摘し、本意見書に賛成するものです。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第6号 減らない、暮らせる年金への制度改革を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第6号 減らない、暮らせる年金への制度改革を求める意見書は、否決されました。

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第17、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和元年第3回和東町議会の定例会が閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

まずは、提案させていただきました全議案につきまして、原案どおりご承認をいた

できましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

そして、今回もこの本議会を通じて、そして、当面する行政課題等についていろいろご意見等もいただきました。あわせて、これから和束町は将来のまちづくりも見据えて進めていかなければならないときでもあります。

今後とも議員皆さん方の一層のご指導とご協力をいただきますことをお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これをもちまして、令和元年和束町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時30分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 元 年 1 2 月 1 2 日

和束町議会議長 小 西 啓

署名者 和束町議会議員 岡 田 勇

〃 和束町議会議員 高 山 豊 彦